

(仮訳)

37 ページ

132 部特別号 96

官報

2558 年 4 月 28 日

保健省告示

(第 371 号) 仏暦 2558 年

放射性物質汚染のおそれのある食品輸入に関する条件

放射性物質による汚染のおそれのある食品の日本からの輸入に関する条件をより適切に調整することが望ましいこと、また、放射性物質により汚染された食品の管理における便宜上の理由により、大臣が食品の分類、種類、地域及び国を告示すると規定している仏暦 2554 年 4 月 11 日付け保健省告示「食品中の放射性物質に関する基準」第 5 条に基づき、仏暦 2522 年食品法第 5 条及び第 6 条の(3)に基づき、保健大臣は次のとおり告示する。

第 1 条 仏暦 2557 年 11 月 13 日付け保健省告示(第 370 号)「放射性物質汚染のおそれのある食品輸入に関する条件」は廃止し、本告示に置き換える。

第 2 条 日本の放射性物質汚染地域(福島県、群馬県、宮城県)由来のイノシシ肉、ヤマドリ肉、シカ肉は、食品中の放射性物質に関する基準を満たさなければならないものとし、仏暦 2554 年 4 月 11 日付け保健省告示「食品中の放射性物質に関する基準」に規定する量を超える放射性物質が検出されてはならない。また、輸入者は、次のいずれか一つの機関により発行された食品の分類、種類、放射性物質の量及び生産地を明記した証明書を準備し、輸入の都度、検査場において提示しなければならない。

- (1) 所管する日本の政府機関
- (2) 所管する日本の政府機関から認可を受けた他の機関
- (3) 政府機関の分析機関
- (4) 政府機関から委任又は認証された分析機関
- (5) 国際規格に基づいた分析能力の認証を受けた分析機関

第 3 条 第 2 条に掲げる放射性物質汚染地域以外の由来のイノシシ肉、ヤマドリ肉、シカ肉は、食品の輸入者は、当該地域において、捕獲、加工されたことを示す日本の政府機関、所管する日本の政府機関から認可を受けた他の機関又は日本の商工会議所(Chamber of Commerce and Industry)により発行された原産地証明書を、輸入の都度、検査場において提示しなければならない。

右原産地証明書がない場合は、第 2 条の(1)から(5)のいずれか一つの機関により発行された食品の分類、種類及び放射性物質の量を明記した分析証明書を用いることができる。

第 4 条 この告示は、官報に掲載された日の翌日から有効とする。

告示日 仏暦 2558 年 4 月 24 日

ラチャタ・ラチャタナーウィン教授

保健省大臣